

# 学校における暑さ対策について

昨年は例年と比べて真夏日や猛暑日が増加し、8月には初めて道内全域に熱中症警戒アラートが発表されるなど、これまで例のない対応が求められました。

道教委では、子どもたちが一日の大半を過ごす学校において、安全・安心な教育環境の整備が重要であると考えており、子どもたちの生命と健康を守るため、下記の事項について、引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 熱中症とは

- ・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少及び血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障がいの総称です。
- ・死に至る可能性のある病態です。
- ・予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。

※ 昨年度、道内公立学校（札幌市立学校を除く）における熱中症及びその疑いによる救急搬送件数は、過去5年間で最も多い37件でした。



## 学校における熱中症対策について

各学校では暑さ指数（WBGT）※を用いて活動を判断します。

※ 熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

- 暑さ指数（WBGT）に応じて次の指針に沿って対応します。

31℃以上	運動は原則中止
28～31℃	嚴重警戒（激しい運動は中止）
25～28℃	警戒（積極的に休憩）
21～25℃	注意（積極的に水分補給）
21℃以下	ほぼ安全（適宜水分補給）



日最高暑さ指数（WBGT）が33℃に達すると予測される場合、環境省から「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表されますが、その際、学校は、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘察し、臨時休業の実施を検討し、その有無について、児童生徒や保護者の皆様に連絡します。

# 道立学校では、4月1日から長期休業期間の取扱いが次のとおりとなります

道教委では、道立学校における暑さ対策の一環として、令和6年4月1日から、長期休業期間の取扱いを次のとおりとしました。

## 旧

- **夏季休業日（夏休み）**  
7月10日から8月31日までの間において 引き続き25日以内
- **冬季休業日（冬休み）**  
12月10日から翌年1月31日までの間において 引き続き25日以内
- **休業日の総日数**  
休業日の総日数は 50日以内

## 新

- **夏季休業日（夏休み）**  
7月10日から8月31日までの間において 校長が定める期間
- **冬季休業日（冬休み）**  
12月10日から翌年1月31日までの間において 校長が定める期間
- **休業日の総日数**  
休業日の総日数は 56日以内

市町村立学校の「長期休業期間」については、学校の設置者である 市町村教育委員会の規則に基づく こととなりますので、それぞれお問合せ願います。

## 夏季休業中における活動について

夏季休業中においても、クラブ活動や部活動、進学講習などを実施している場合がありますが、課業日と同様に、活動前に暑さ指数等により危険度を把握し、活動の可否や活動内容の変更を判断することなど、熱中症事故の未然防止に向けた対策を講じることとしています。

## 保護者の皆さまへのお願い



### 【熱中症防止について】

- 暑さが予想される日には、水分補給のために、大きめの水筒の持参をご検討ください。また、透湿性や通気性のよい衣服の着用をご検討ください。
- 日頃から、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事など、規則正しい生活習慣を実践するとともに、自らの体調を確認するよう促してください。
- 具合が悪くなった場合には、躊躇せず、教員に申し出るよう伝えてください。



### 【学校での学習時間の確保について】

- 令和6年度から長期休業期間を長く設定する学校がありますが、各学校ではその期間を考慮した上で、国が定める標準授業時数または標準とする単位時間を確保するよう計画を立てることとしています。